

ロシア連邦

連邦法

超過利潤税について

国家院（下院）採択 2023年7月21日

連邦院（上院）承認 2023年7月28日

第1条 総則

本連邦法は、ロシア連邦税法典第12条第8項にしたがい、1回限りの税である超過利潤税（以下、「本税」）について定める。

第2条 本税の納税者

1. ロシアの組織、およびロシア連邦税法典第306条第2項が定義する常設駐在事務所を介してロシア連邦において自らの事業を行う外国の組織を、本税の納税者とみなす。本連邦法においては、ロシア連邦税法典第246条の2が定める手順にしたがって税法上のロシア連邦居住者と認められている外国の組織はロシアの組織と同一視される。

2. 2022年において本条第4項第4号、第5号および第6号に掲げる組織が含まれていなかった連結納税者グループの、2022年におけるロシア連邦税法典第25条の1にもとづくその主要参加者であった組織（2022年12月31日時点でそのような連結納税者グループの参加者であったロシアの組織の場合のみ）を、本税の納税者とみなす。

3. 2022年において本条第4項第4号、第5号および第6号に掲げる組織が含まれていなかった連結納税者グループの、2022年12月31日時点における参加者であったロシアの組織は、本条第2項に掲げる納税者が税の算定を行うために必要とする部分においてのみ、本税の納税者としての義務を履行する。

4. 次に掲げる者は納税者とみなさない：

1) 2022年12月31日時点で中小事業主体統一登記簿に記載されていた組織；

2) 2021年1月1日以降に設立されたロシアの組織。ただし、2021年1月1日以前に活動していた既存の組織の改編によって設立された組織をのぞく；

3) 2021年1月1日以降に常設駐在事務所を介したロシア連邦における自らの事業を開始した外国の組織；

4) ロシア連邦の法にしたがって自らに対して利用権が提供された鉱区において2022年中に炭化水素資源の採掘を行った組織；

5) ロシア連邦の法にしたがって自らに対して利用権が提供された鉱区において2022年中に石炭の採掘を行った組織；

6) 2022年12月31日時点で原油精製業務従事者登録証明書を有していた組織であって、ロシア連邦税法典第200条第27項にもとづく物品税控除額計算の際の係数 $K_{demp}$ が2022年中に6期以上の物品税課税期間にわたってゼロでなかったもの；

7) 2022年において本項第4号および（または）第6号に掲げる組織が含まれていた連結納税者グループ

の、2022年における参加者であった組織；

8) 2022年12月31日時点で、原油精製業務従事者登録証明書ならびに本項第4号および（または）第6号の要求事項に適合する組織に対する原油精製サービス提供にかかわる有効な契約を有していた組織；

9) 液化天然ガス生産事業に従事しており、かつ2022年12月31日まで（同日を含む）に、2006年7月18日付連邦法第117-FZ号「ガスの輸出について」第3条第1項の1第2号にもとづき排他的ガス輸出権行使ライセンスを根拠として少なくとも1ロットの液化天然ガスの輸出を行った組織；

10) 本項第4号および（または）第6号に掲げる組織に直接的に出資を行っており、かつそのような組織における出資比率が2022年12月31日時点で75%以上であったロシアの組織；

11) 2018年1月1日から2022年12月31日まで（同日を含む）一貫して統一農業税の納税者であった組織；

12) 2018年および2019年における組織利益税課税期間中に、ロシア連邦税法典第249条の規定にしたがって定められる販売からの収入が存在しなかった組織；

13) 2023年1月1日時点において、ロシア連邦中央銀行または国家コーポレーション「預金保険機構」が関与する倒産防止措置の対象となっていた金融機関およびノンクレジット金融機関；

14) 2004年12月30日付連邦法第214-FZ号「集合住宅およびその他の不動産物件の共有建設への参加についてならびにロシア連邦の若干の法令の改正について」にしたがい、共有建設参加者である市民のエスクロ口座上の資金を使用してプロジェクトを実施している不動産開発業者のうち、2021年および2022年に配当金の支払いを行わなかったもの。

5. 本連邦法において、「炭化水素資源」および「石炭」という概念は、ロシア連邦税法典第26章において用いられている意味でこれを用いる。

### 第3条 課税対象

1. 課税対象は納税者が得た超過利益とする。

2. 本条に別段の定めのないかぎり、2021年の利益と2022年の利益の算術平均値が2018年の利益と2019年の利益の算術平均値を上回った分をもって超過利益とする。

3. 本条第4項～第12項に定める特異事項を踏まえたうえで、本法においては、それぞれの年の利益は、ロシア連邦税法典第283条の規定を考慮したうえでロシア連邦税法典第274条の規定にしたがって求めた当該年の組織利益税課税ベースの総和として算定される。その際、ロシア連邦税法典第284条第1項の6、第1項の14、第3項、第4項、第4項の1、第4項の3、第4項の4および第5項が定める税率が適用される組織利益税課税ベース（複数）はこの計算に含めない。

4. 2022年において本連邦法第2条第4項第4号、第5号および第6号に掲げる組織が含まれていなかった連結納税者グループの、2022年12月31日時点における参加者であったロシアの組織のそれぞれの年の利益は、ロシア連邦税法典第278条の1にもとづく組織利益税課税ベースと、連結納税者グループの組織の利益税額算定にあたって計算に含められなかった組織利益税課税ベースとの総和として算定される。その際、ロシア連邦税法典第284条第1項の6、第1項の14、第3項、第4項、第4項の1、第4項の3、第4項の4および第5項が定める税率が適用される組織利益税課税ベースはこの計算に含めない。

5. 2022年において本連邦法第2条第4項第4号、第5号および第6号に掲げる組織が含まれていなかった連結納税者グループの、2022年12月31日時点における参加者であったロシアの組織は、2022年に当該の連結納税者グループの主要参加者であった納税者に、同人が本連邦法第4条にもとづいて課税ベースの算定を行うために必要となるデータを提出するものとする。

6. 投資の保護および奨励に関する協定の当事者である納税者の場合は、それぞれの年の利益の算定にあ

たり、投資の保護および奨励に関する協定の対象となっている投資プロジェクトの実施にかかわる事業から得られた組織の利益に対する利益税課税ベースは計算に含めない。

7. 合併という形での再編によって設立された組織の場合、当該の再編に先立つそれぞれの年の利益の算術平均値の算定は、新たに設立された組織をそれらの権利継承者とする複数の元の組織のデータにもとづいてこれを行う。

8. 分割という形での再編によって設立された組織の場合、当該の再編に先立つそれぞれの年の利益の算術平均値の算定は、新たに設立された複数の組織をその権利継承者とする元の組織のデータにもとづき、分割の際に定めた比率を用いてこれを行う。

9. 吸収という形で再編を行った組織の場合、当該の再編に先立つそれぞれの年の利益の算術平均値の算定は、吸収された組織のデータを計算に入れてこれを行う。

10. 所有形態変更という形による再編の結果として設立された組織の場合、当該の再編に先立つそれぞれの年の利益の算術平均値の算定は、新たに設立された組織をその権利継承者とする再編された組織のデータにもとづいてこれを行う。

11. 本条第3項、第4項にしたがった利益算定の際に考慮される組織利益税課税ベースに関して、利益税についての税務監査を受けての追加納税が行われる場合、当該年における組織利益税課税ベースの金額は、税務監査の結果を踏まえた組織利益税に関する当該追加納税額と係数5の積の分増額される。

12. 2021年および（または）2022年の利益税課税期間についての組織利益税に関する修正された税務申告書が納税者により提出された場合、本条第3項、第4項にしたがった利益は、当該の修正税務申告書の指標にもとづいて算定される。

#### 第4条 課税ベース

1. 本条に別段の定めのないかぎり、本連邦法第3条にしたがって算定した超過利益の金額をもって課税ベースとする。

2. 2022年において本連邦法第2条第4項第4号、第5号および第6号に掲げる組織が含まれていなかった連結納税者グループの、2022年12月31日時点における参加者であった納税者の課税ベースは、ロシア連邦税法典第25条の1にもとづき2022年において当該納税者連結決算グループの主要参加者であった納税者が、当該の連結納税者グループ全体としてこれを算定する。

3. 2021年の利益と2022年の利益の算術平均値が2018年の利益と2019年の利益の算術平均値以下であった場合、課税ベースはゼロとする。

4. 2021年の利益と2022年の利益の算術平均値が10億ルーブル以下であった場合、課税ベースはゼロとする。本項の規定は、2022年において本連邦法第2条第4項第4号および（または）第6号に掲げる組織が含まれていなかった連結納税者グループの、2022年12月31日時点における参加者であった納税者の課税ベースを算定する際には適用しない。

5. 2022年において本連邦法第2条第4項第4号、第5号および第6号に掲げる組織が含まれていなかった連結納税者グループの、2018年、2019年、2020年、2021年および（または）2022年における参加者であったが、2022年12月31日時点においては当該連結納税者グループの参加者ではなかったロシアの組織、ならびに2022年において本連邦法第2条第4項第5号に掲げる組織が含まれていた連結納税者グループの参加者であったロシアの組織の課税ベースは、本連邦法第3条第2項および第3項の規定を考慮したうえで本条第1項にしたがって算定する。

6. 納税者が算定した課税ベースが2022年分として算定された利益の半額を上回った場合、2021年の利益

と2022年の利益との算術平均値の、2018年の利益と2019年の利益の算術平均値に対する比率が、2021年と2022年の年末時点での資産の簿価の、2018年と2019年の同指標の算術平均値に対する比率より低いような納税者については、課税ベースを2022年の利益の半分の額とする。2018年の利益と2019年の利益の算術平均値がゼロである場合、本項においてはその数値を1とする。本項の規定は、金融機関、ノンクレジット金融機関、2021年および（または）2022年の利益配分を行った組織および2022年において本連邦法第2条第4項第4号、第5号および第6号に掲げる組織が含まれていなかった連結納税者グループの2022年12月31日時点における参加者であったロシアの組織に対しては適用されない。

## 第5条 税率

税率は10%とする。

## 第6条 税額算定手順

1. 税額は、本連邦法第4条にしたがって求めた課税ベースに相応の税率（百分率）を乗じて算定する。
2. 納税者は、本条第1項が定める手順にしたがって算定した税額から、本条に定める特異事項を踏まえた税控除の分を減額することができる。
3. 2023年10月1日から2023年11月30日まで（同日を含む）の期間に連邦予算に納付した予定納税金額が税控除額となる。ただし、税控除額は、本条第1項が定める手順にしたがって算定した税額の2分の1を超えることはできない。
4. 納税者は、本条1項が定める手順にしたがって算定した税額から税控除の分を減額する権利を有することを証明するために、税務申告書と同時に、本条第3項に掲げる予定納税額を納付したことを立証する支払い書類の写し（単数または複数）を税務機関に提出するものとする。
5. 本連邦法第7条で定められた納税期限までに、本条第3項に掲げる予定納税額であって納税者が事前に納付したものの全部または一部が同人の申請書にもとづいて当該の納税者（納税者の権利継承者）に還付（控除）された場合、税控除額はゼロとする。
6. 税額の算定は納税者自らが行う。
7. 本連邦法第3条第11項および（または）第12項に掲げる場合の課税ベース変更に際しては、本条第3項に掲げる予定納税の金額は、税控除額を確定するために、払い過ぎた税額の納税者による還付申請提出に関連して統一納税と認められた金銭の金額分減額される。

## 第7条 納税の期限および手順

1. 本税の納付は2024年1月28日までに行う。
2. 予定納税した金額は、本条第1項に定める納税期日到来の日をもって、納付済み税額とみなされる。
3. 本税は連邦予算に対して納付する。

## 第8条 税務申告

1. 納税者は、本条第3項に別段の定めのないかぎり、2024年1月25日までに、自らの所在地の税務機関に税務申告書を提出するものとする。
2. ロシア連邦税法典第83条によって大口納税者に分類されている納税者は、大口納税者としての登記地の税務機関に税務申告書を提出する。
3. 本連邦法第6条第1項にしたがって算定した税額がゼロであった納税者は、税務機関に対する税務申告書の提出を行わない。

第9条 本連邦法の発効

本連邦法は、2024年1月1日をもって発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2023年8月4日

第414-FZ号

